構造改革特別区域計画

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県東広島市
- 2 構造改革特別区域の名称 東広島市すくすく・すこやか給食特区
- 3 構造改革特別区域の範囲広島県東広島市の一部(八本松町、福富町、豊栄町、河内町)

4 構造改革特別区域の特性

本市は、広島県のほぼ中央に位置し、昭和49年に西条町、八本松町、志和町、高屋町の4町が合併してできた市である。長い歴史と伝統、恵まれた自然環境を背景に、学園都市建設、広島中央テクノポリス建設の2大プロジェクトを推進し、広島大学の統合移転等の学術研究機能の集積を進めるとともに、産業団地等の産業基盤の整備や新幹線新駅、山陽自動車道などの高速交通網の整備により、学術・研究・産業支援機能、国際交流・協力機能が集積し、第2次・第3次産業が急速に伸びるなど、昭和50年代後半から急速に成長してきた。

平成17年2月7日には、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町と合併し、面積は約635k㎡と広島県の約7.5%を占める広いエリアを有する広島県中央地域の中核的な都市となり、「未来にはばたく国際学術研究都市―ともに育み、人が輝くまち―」を将来都市像に定め、周辺圏域との連携が容易な立地条件のもと、人口も180,000人を超え、地方における成長都市のモデルとして大きな期待が寄せられている。

その一方で、人口が増加している本市においても、少子・高齢化は、比較的緩やかな 水準で推移しているものの、着実に進んでおり、また中心部の人口集中と周辺地域にお ける過疎化の進展などの問題も抱えている。

こうした中、子育て支援については、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「東広島市次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取り組みを行っているが、子どもを安心して生み育てることができる地域社会を実現するために、さらなる取り組みが求められている。

市内には、平成 20 年 1 月現在、保育所 45 施設があり、うち、公立保育所は 32 施設、私立保育所は 12 施設である。へき地保育所は 1 施設を設置しており、へき地保育所を含めた公立保育所の定員は 2,805 名 (へき地保育所分 25 名)、私立保育所は 1,155 名で全体で 3,960 名の定員を擁している。保育所では延長保育、一時保育、子育て支援センターなどの特別保育を実施し、保育サービスの充実に努めている。

公立保育所の給食を、大型給食施設である学校給食センターからの外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理経費の節減や、食材の一元購入及び調理員の合理的な配置による経費の節減が可能となり、さらに、節減された経費を財源とすることで、増加する保育需要への対応が可能となる。また、食育基本法が制定され、食育への取り組みが求められる中、地産地消と食育に積極的に取り組んでいる学校給食センターから給食を外部搬入することにより、公立保育所の児童への安全・安心な給食の提供と就学前からの一貫した食育に取り組むことが可能となる。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、社会構造の変化に伴い、女性の社会進出や就労形態の多様化が進み、これに伴って保育に対するニーズが増大するとともに、対応策の遅れから家庭の養育機能の低下による問題が指摘され、そのひとつとして児童の食習慣の乱れが挙げられている。このような中、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要があるが、その一方で、保育所運営の合理化等により、地方自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠である。

公立保育所において、学校給食センターからの給食の外部搬入方式を実施することにより、食材の一元購入や調理員の適正配置による調理業務経費の節減や、施設の整備や維持管理等の経費の節減が図られ、公立保育所運営の合理化と子育て支援施策充実のための財源確保が可能になる。

また、衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設で調理した給食を児童に提供することは、給食の安全性を高めることにもつながる。

食育の面では、学校給食センター等と保育所が連携することで、乳幼児期からの発達 段階に応じた児童の食に対する嗜好や、食習慣等に関する情報の把握ができ、乳幼児期 からの一貫した食育が可能となり、正しい食習慣の定着を図ることができる。

また、学校給食センターでは地産地消にも取り組んでおり、食材の一元的な購入により、少量では調達できない地域食材を用いた給食の提供が可能となるとともに、乳幼児期から地元の食材に馴染むことは地産地消の促進に資する。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 学校給食センターからの給食の外部搬入方式の実施により、公立保育所運営の合理化を進め、拡大し、多様化する保育需要に対応する。
- (2)保育所と学校給食センター等、関係機関が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の形成・定着と健やかな成長に努める。
- (3)米については全て東広島産を使用するなど、給食に地元食材を積極的に活用することで、乳幼児期から地元食材に慣れ親しむ環境づくりを行い、地産地消の促進につなげる。

- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
 - (1)学校給食センターが一元的に食材等を大量購入、調理することで、食材料費、光熱水費等の給食調理に係わる経費が節減される。
 - (2)衛生面・安全面での設備が整った大型調理施設で調理された給食サービスの提供により、安全・安心な保育環境を整備することで、子育て家庭への仕事と家庭の両立支援に資することができる。
 - (3) 乳幼児期から一貫した食育と地産地消に取り組むことで、児童の正しい食習慣形成や地元食材に慣れ親しむことによる将来的な地産地消に繋がる。また、生産者にとっても、自ら生産した食材が地元で消費されることで、生産意欲の高揚等の効果が期待できる。
- 8 特定事業の名称
 - 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(食育推進事業)

給食センター及び各保育所において食育プログラムを作成するとともに、食育プログラムを通じて、児童及びその保護者に対して食育への関心を高め、保育所における食を通じたこどもの健全育成の推進を図る。

(地産地消促進事業)

給食センターにおいて、地域で生産された食材を積極的に活用することにより、児童 及びその保護者が地元食材に慣れ親しむ環境づくりを行うとともに、地産地消の推進、 農業振興につなげる。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

| 東広島市立吉川保育所 | 東広島市八本松町吉川 351-1 |
|---------------------|-------------------|
| 来四两巾五百川 休 自川 | 来四面印入本位置日川 551 1 |
| 東広島市立原保育所 | 東広島市八本松町原 6782-1 |
| 東広島市立川上西部保育所 | 東広島市八本松南二丁目 3-1 |
| 東広島市立川上東部保育所 | 東広島市八本松町正力 1441-1 |
| 東広島市立川上中部保育所 | 東広島市八本松飯田二丁目 17-5 |
| 東広島市立久芳保育所 | 東広島市福富町久芳 3327 |
| 東広島市立竹仁保育所 | 東広島市福富町下竹仁 534-2 |
| 東広島市立豊栄保育所 | 東広島市豊栄町鍛冶屋 577-1 |
| 東広島市立河内西保育所 | 東広島市河内町河戸 802-2 |

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

東広島市の公立保育所のうち、9所の給食を学校給食センターで調理し搬入する外部搬入方式により実施する。調理にあたっては、食育プログラムに基づき児童の発達に十分必要な栄養素量を給与する。また、各保育所には配膳員を配置し、衛生管理に十分配慮した配膳を行うとともに、個々の児童の年齢や発達段階・健康状態等に応じて刻み食等の対応を実施し、咀嚼機能の向上等、正しい食習慣の形成を推進する。

学校給食センターには、児童用の調理用器具類・食器等、適宜補充するものとし、消毒等については、学校給食と同様に消毒し、洗浄保管するものとする。

なお、学校の夏季等の長期休業中についても、学校給食センターからの外部搬入方式 により給食を提供する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について(平成20年4月1日付雇児発第0401002号)」における留意事項を遵守する。各保育所とも加熱設備としてガステーブルを設置し、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫、その他、調理台、配膳台等が備え付けられている。

体調不良児への対応については、保育所内の保育士、配膳員、学校給食センターの 栄養士等が協議し、付与量の調整等、保育所内の調理室で児童に合わせた給食を調理 することで対応する。

- (2) 外部搬入による給食は、児童全員を対象とし、学校給食と同じ献立とするが、児童の 発達に十分必要な栄養素量を給与するとともに、発達段階に応じて刻み食が必要な場 合やアレルギー等で除去食が必要な場合は、各保育所において配膳員が個別対応を行 う。また、主食や果物、手作りおやつ、行事食等の調理については、各保育所におい ても対応することとする。
- (3)外部搬入を行なう場合の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日付社施第38号)」において準拠される「病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14号)」の第4の2に規定する院外調理における留意事項を遵守する。
- (4) 調理方法については、各保育所とも調理後45分以内で配送することが可能なため、食材を加熱調理後、冷凍または冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。食事の運搬及び保管方法については、専用のコンテナに入れ、専用の給食運搬車で配送する。現在、各給食センターが活用している給食運搬車にて、各保育所の喫食時間に間に合うよう配送を行い、運搬した給食は保育所の配膳室に搬入し、各クラスにおいて衛生面に十分配慮し配膳する。喫食開始は配送開始から1時間10分以内である。
- (5)特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められている。本市の場合、市立の学校給食センターから市立保育所への搬入であり、委託契約は困難なため、市長と教育長との間で覚書を締結する。
- (6)食育については、給食センターにおいて食育プログラムを作成するとともに、各保育所の要望に応じて給食センターから栄養士が各保育所を訪問し、児童又はその保護者に対して食育に関する指導を行う。また、各保育所においても独自の食育プログラムを作成し、必要に応じて、季節の行事に対応した調理を行ったり、児童が育てた食材を活用した調理を行ったりすることにより、食育への関心を高め、保育所における食を通じたこどもの健全育成の推進を図る。